

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

(1) 耐震化の推進のための役割分担（図－5）

ア 住宅や建築物の所有者

現在、コスト問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。また、補強工事の負担感が大きいことや耐震化の意識が低いといった課題があります。

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、住宅や建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。

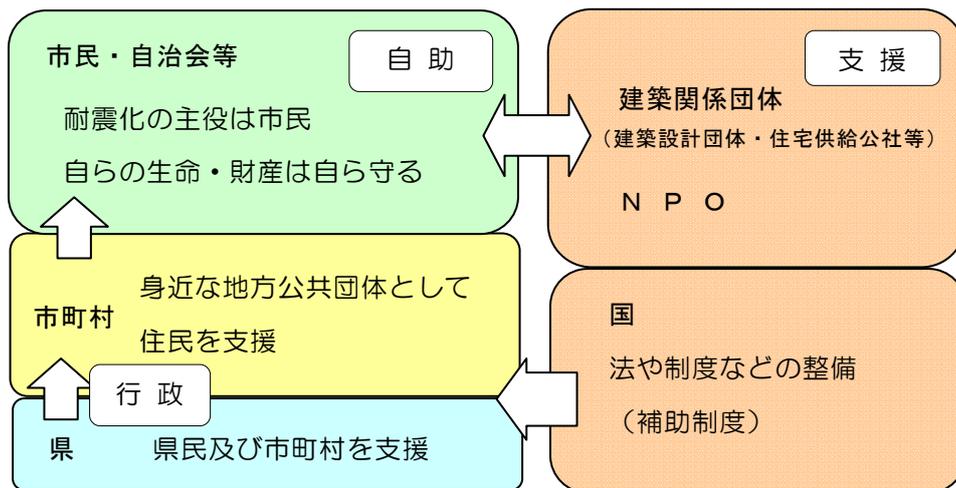
イ 関係団体等

建築関係団体や NPO にあっては、市民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

ウ 市

市は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

(図-5) 耐震化の推進するための役割分担 (イメージ)



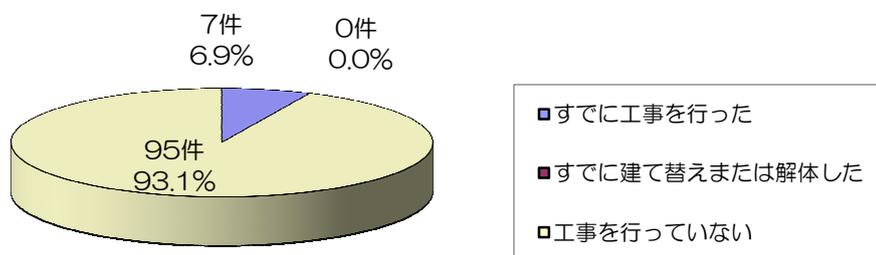
2 住宅の耐震性に関する市民の意識

平成28年1月に、市が過去に精密耐震診断を実施し、まだ耐震改修を行っていない住宅の所有者 140 名を対象に「耐震改修についてのアンケート」を実施しました。回答があったのは 102 名でした。アンケートで、精密耐震診断を実施した後に、耐震補強工事（増築工事含む）を行ったか聞いたところ、既に工事を行ったが 6.9%、工事を行っていないが 93.1%となっています（表-20-1）。

(表-20-1)

	回答数	割合
既に工事を行った	7件	6.9%
既に建て替えまたは解体した	0件	0%
工事を行っていない	95件	93.1%

《精密診断実施後に耐震補強工事を行ったか》

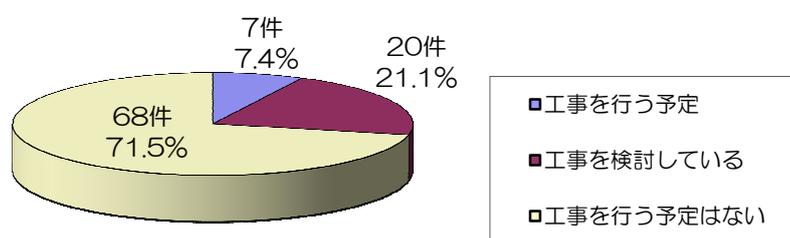


工事を行っていない方に、耐震補強工事を考えているか聞いたところ、工事を行う予定が7.4%、工事を検討しているが21.1%、工事を行う予定はないが71.5%という結果でした（表-20-2）。

（表-20-2）

	回答数	割合
工事を行う予定	7件	7.4%
工事を検討している	20件	21.1%
工事を行う予定はない	68件	71.5%

《工事を行っていない方は耐震補強工事を考えているか》

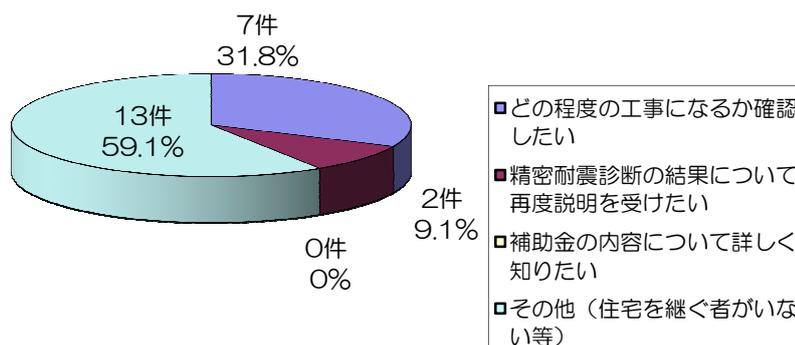


工事を検討している方に、お考えになっていることを聞いたところ、その他（住宅を継ぐ者がいない等）が59.1%と最も高くなりました。また、どの程度の工事になるか確認したいが31.8%、精密耐震診断の結果について再度説明を受けたいが9.1%となりました（複数回答あり）（表-20-3）。

（表-20-3）

	回答数	割合
どの程度の工事になるか確認したい	7件	31.8%
精密耐震診断の結果について再度説明を受けたい	2件	9.1%
補助金の内容について詳しく知りたい	0件	0%
その他（住宅を継ぐ者がいない等）	13件	59.1%

《工事を検討している方が考えていること》

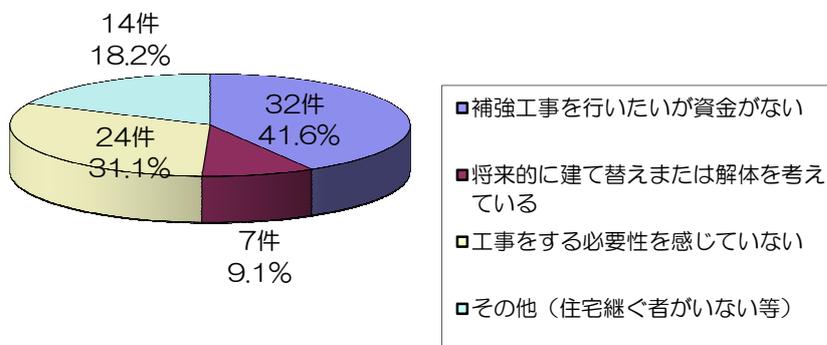


工事を行う予定はないを選んだ方に、工事を行わない理由を聞いたところ、耐震補強を行いたいが、資金がないが 41.6%と最も高くなりました。また、工事をする必要性を感じていないが 31.1%、その他（住宅を継ぐ者がいない等）が 18.2%となりました（複数回答あり）（表-20-4）。

（表-20-4）

	回答数	割合
耐震補強を行いたいが資金がない	32 件	41.6%
将来的に建て替え又は解体を考えている	7 件	9.1%
工事をする必要性を感じていない	24 件	31.1%
その他（住宅を継ぐ者がいない等）	14 件	18.2%

《工事を行う予定のない方の工事を行わない理由》



このアンケート結果から、次のことがわかります。

- (1) 精密耐震診断を行っても、約9割の方が耐震改修工事を行っていません。
- (2) 工事を検討するにあたり、住宅を継ぐ者がなく躊躇している等その他が6割弱と最も多く、残りは検討する上で工事規模や耐震診断内容を確認したい等であった。（複数回答あり）。
- (3) 工事を行わない理由として、資金的な理由を挙げられる方が約4割と最も多い。次いで約3割の方は、佐久市の地震による被害想定を考えると工事の必要性を感じていない。また、約2割の方は住宅を継ぐ者がいない為などその他の理由であった。（複数回答あり）。

これらの結果から、耐震改修に係る資金や住宅を継ぐ者がいないといったことが、耐震化の遅れの一因になっていることが伺えるため、引き続き耐震化の必要性を啓発すると共に、支援策を講じていくことも必用です。

3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 補助事業等の実施

ア 住宅に関する支援

市においては、住宅の耐震化を促進するため、平成18年度から、とうかい防止対策事業を実施してきました。市民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、昭和56年以前の住宅について、耐震診断及び耐震改修に対し引き続き支援していきます。また、平成24年度より、市独自の取組みとして、更なる住宅の耐震化を促進するため、「耐震改修促進リフォーム工事」への補助制度を創設しました。なお、平成28年度より従来の耐震改修(補強)工事だけでなく、耐震性のない住宅の現地建替え工事も補助対象となるよう制度を拡充します。(表-21)。

(表-21) 事業の概要

区分	耐震診断	耐震改修(補強)	耐震改修(現地建替え)
対象建築物	昭和56年以前の木造戸建住宅		
国・県・市による補助	助成内容 耐震診断士の派遣に要する経費に補助	耐震改修(補強)工事に要する経費に補助	耐震改修(現地建替え)工事に要する経費に補助
補助対象限度額	精密診断 6.4万円/戸	120万円/戸	120万円/戸
補助率	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4	国 : 19.25% 県 : 19.25% 市町村 : 19.25% 所有者 : 1/2	国 : 19.25% 県 : 19.25% 市町村 : 19.25% 所有者 : 1/2
市による上乗せ補助	/	耐震改修促進リフォーム工事	上記に加え、市による上乗せ補助
補助対象限度額		60万円/戸	60万円/戸
補助率		市町村 : 1/2 所有者 : 1/2	市町村 : 1/2 所有者 : 1/2

既存木造住宅の耐震改修を行いやすくするためには、低コストかつ簡易な工法などが求められており、「長野県既存木造住宅耐震化評価委員会」により評価された、新たな耐震補強工法（H27.3.31現在で34件）等に関しても市民に周知しながら、住宅の耐震化を進めます（別表-3）。

イ 多数の者が利用する建築物等に関する支援

住宅に加え、多数の者が利用する建築物及び緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化を促進するため、国、県の動向をみながら、耐震診断等に関する支援制度の拡充を検討します。（表-23）。

（表-23）支援事業の枠組み

住宅	木造戸建て		共同建て
	診断 改修	とっかい防止対策事業	多数の者が利用する建築物に対する支援
住宅以外の建築物	多数の者が利用する建築物に対する支援		
	緊急輸送道路等沿道建築物に対する支援		

4 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。

(1) 所有者が耐震改修等を行いやすい環境の整備

住宅にあっては、広報の活用により、耐震化の必要性について周知を図ります。

(2) 耐震改修等に関する相談への対応

特定行政庁建築担当課に加え、市においても、耐震改修等に関する相談に、引き続き対応していきます。

(3) 専門家の育成

住宅・建築物耐震改修促進事業の実施に際し、県において耐震改修等に関する知識、技術を修得するための「長野県木造住宅耐震診断士養成講習会」等を実施しており、長野県木造住宅耐震診断士の登録数は長野県全体で2,153名となっています（H27.12.31現在）。

5 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生します。今後も特定行政庁が行っている建築パトロールや建築物防災週間等の機会をとおして、通学路等を中心に危険個所の点検・指導に協力していきます。

(2) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後も、市有施設の非構造部材の耐震対策を推進すると共に対策の必要性について広く周知していきます。

(3) エレベーターの閉じこめ防止対策

平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。また、東北地方太平洋沖地震においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事案が多数発生しました。市有施設においては、通常時の維持管理体制のほか、P波感知型地震時管制運転装置の設置、釣合おもりの脱落防止などの対策を講じるよう、保守点検業者及び消防署との連携を図ります。

(4) エスカレーターの脱落防止対策

東北地方太平洋沖地震及びその余震において、ショッピングセンターに設置されていたエスカレーターが落下するという被害が複数発生しました。市有施設においては、既設のエスカレーターについては十分なかかり代を設けるなどの対策を講じて参ります。

(5) その他建築設備の耐震対策

大地震時に建築物がその機能を発揮するためには、建築物が倒壊しないだけでなく、建築設備の耐震対策も重要です。給湯設備の転倒防止対策や配管等の設備の落下対策など、建築設備の耐震対策を周知・促進します。

6 優先的に耐震化に着手すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、地震災害の発生時に災害応急対策活動の拠点となる庁舎及び消防署等、避難場所となる学校及び体育館等並びに、医療活動の中心となる病院及び診療所、その他防災上特に重要な建築物とします。

また、法第6条の特定建築物、並びに昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅とします。

7 優先的に耐震化に着手すべき区域

市内の住宅密集市街地である岩村田・中込・野沢地区、臼田・浅科・望月地区支所周辺には防災上の拠点施設等や木造住宅が多く、被害の拡大が予想されることから、耐震化に努めるべき重要な区域とします。

8 地震発生時に通行を確保すべき道路

法第5条第3項第1号に基づき、県では地震による災害時に、救急・消防活動や救援物資の輸送等のため、通行を確保すべき道路として長野県地域防災計画に定める緊急活動用道路の内災害拠点施設を連絡する道路を避難路として指定しています。

このうち、緊急輸送道路沿いにある、倒壊により道路を閉塞させる恐れのある昭和56年5月以前に建築された沿道建築物は平成27年10月現在約64棟あります。これらの建築物については、引き続き耐震化を推進していきます。

さらに、法第6条第3項第1号及び2号に基づき、上記の避難路の内、特に重要な幹線道路（災害拠点施設を連絡する避難路）についての指定を検討していきます。

（表-24）地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路

地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路		うち平成27年度までの沿道の特定建築物の耐震化を図る道路
県防災計画に定める緊急輸送道路（1次・2次）	左記のうちD I D地域内の道路	

9 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、耐震化を推進します(表-25)。

（表-25）事業の概要

区 分		【事業名】概 要	補 助 率		
			国	県	市町村
危険住宅の移転等 除却、新築・移転先 の土地の購入等	除却補助 ・ 利子補給	【がけ地近接等危険住宅移転事業】 危険住宅を除却し、安全な 住宅の建て替えの促進	1/2	1/4	1/4
砂 防 設 備	整備	【住宅宅地基盤特定治水施設等整備】 （住宅・建築物の耐震改修支援） 住宅市街地を保全するために必要な 土砂災害防止施設の整備	1/2	1/2	-
急傾斜地崩壊 防止施設					

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

1 地震ハザードマップの作成及び公表

住宅や建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、住宅や建築物の耐震化又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、県又は市において地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表していくこととします。

2 相談体制及び情報提供の充実

市において、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法の情報提供を行います。相談にあたっては、こうした制度の説明も併せて行います。

さらに、広報やパンフレット、ホームページやFM さくだいら、出前講座の開催、佐久ケーブルテレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

内外装の改修や、バリアフリー工事等のリフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、広報などにより補助制度等を周知し、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。

4 区等との連携策及び取り組み支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるため、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の点検活動などの、啓発や必要な支援を行います。

5 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の区域内において住宅の耐震改修を行った場合、当該改修に要した費用の一部を所得税額から控除できたり、固定資産税額を一定期間減額できるなど、税制の特例措置が適用されます。

こうした税制を有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。

第4 建築基準法による勧告又は命令等

1 法に基づく指導等の実施

県計画において、所管行政庁（佐久市の区域においては長野県知事をいう。以下同じ）は、すべての特定建築物の所有者に対して法に基づく指導及び助言を行うこととしています（表-26）。

【県計画における所管行政庁による実施方針】

- (1) 指導及び助言：耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付。
- (2) 指 示：耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付。
- (3) 公 表：公報やホームページへの登載、各地方事務所等へ掲示。

（表-26）

区 分	努力義務	指導及び助言	指 示	公 表
法	多数の者が利用する建築物 （法第6条、法7条第1項）		多数の者が利用する建築物 （法7条第2項）	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

- (1) 県計画において、所管行政庁が法第7条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物について、所管行政庁が建築基準法第10条第3項による命令を行うこととされています。
- (2) 同様に、損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、所管行政庁が同条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うこととされています。

別表 1 (多数の者が利用する建築物)

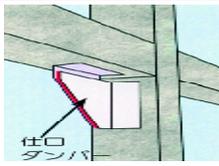
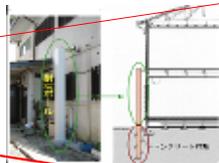
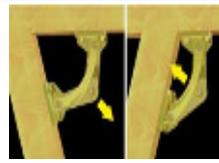
用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)	1,000㎡以上	2,000㎡以上	
病 院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
ポーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設			
劇場、観覧場、映画館又は演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上
ホテル又は旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍又は下宿			
事務所			
博物館、美術館又は図書館		階数3以上かつ2,000㎡以上	
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数3以上かつ2,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			階数3以上かつ2,000㎡以上

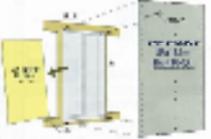
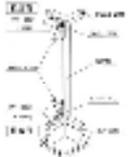
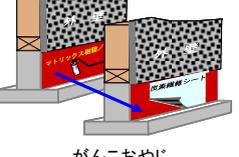
別表 2 (要緊急安全確認大規模建築物)

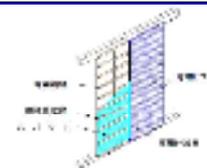
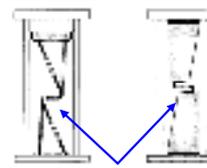
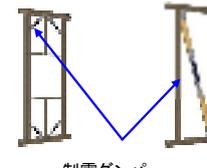
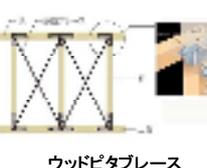
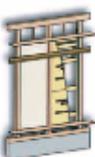
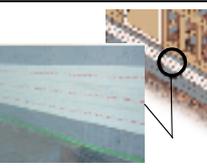
用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	階数3以上かつ5,000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル又は旅館	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,500㎡以上
幼稚園、保育所	
博物館、美術館又は図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ5,000㎡以上
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	

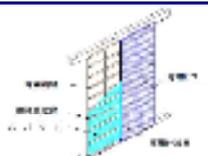
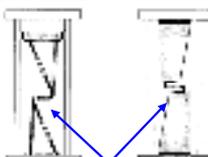
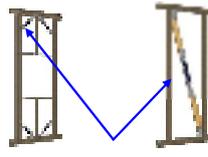
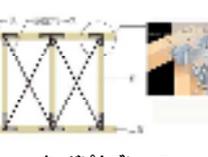
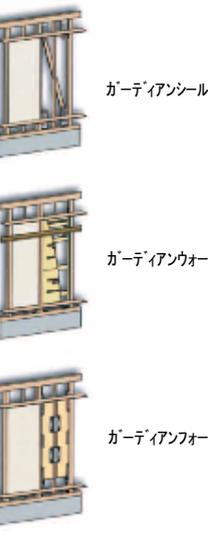
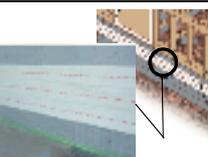
別表3 (既存木造住宅の耐震性を向上させると評価した耐震補強工法)

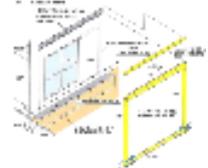
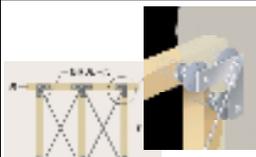
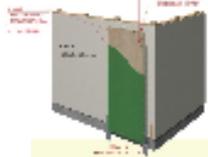
(長野県建築物構造専門委員会)

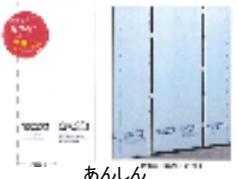
NO	評価年月日	業者名	工法の名称	概要	外観
1	H17.5.26	江戸川木材工業(株) 東京都江東区 TEL03-3521-3190 ホームページ http://www.edogawamokuza.co.jp/	GHハイリット制震工法	地震力をオイルダンパで吸収することで、建築物の変形量を減する工法	 GHハイリット
2	H17.5.26	(株)鴻池組 大阪市中央区 TEL06-6343-3566 ホームページ http://www.konoike.co.jp/	仕ロダンパー	地震力を仕ロダンパで吸収することで、建築物の変形量を減する工法	 仕ロダンパー
3	H17.5.26	グランデータ(株) 東京都立川市 TEL042-523-7800 ホームページ http://www.grandata.co.jp/	外付GDブレース工法	外付ブレースにより、木造住宅の壁量を補う補強工法	 外付GDブレース
4	H18.11.30	J建築システム(株) 札幌市南区 TEL011-573-7779 ホームページ http://www.j-kenchiku.co.jp/	J-耐震開口フレーム	開口部に、構造用集材等で形成したBOX型や門型のフレームを設置することにより壁量を補う補強工法	 J-耐震開口フレーム
5*	H18.11.30	(株)シーク研究所 神奈川県横浜市 TEL045-780-1155 ホームページ http://i-shec.jp/	耐震ポール工法	建物を耐震ポールによって外部から補強し、建物の倒壊を防止する工法	 耐震ポール工法
6	H19.7.20	(株)サカエ 愛知県豊明市 東海EC(株) 愛知県名古屋市 TEL0562-93-1161 ホームページ http://powerguard.jp/	パワーガード	制震金具パワーガードを用いて、既存のフレームを補強する工法	 パワーガード
7	H19.7.20	(株)JSP 東京都千代田区 中村物産(株) 宮城県仙台市 TEL022-308-5250 ホームページ http://www.nakamura-jishin.com/	マゼランを用いた耐震補強工法	軸組の仕口部に板ばねと発砲樹脂から構成されるマゼランを用いて補強する工法	 マゼランによる補強工法
8	H19.7.20	エイム(株) 埼玉県川口市 TEL048-224-8160 ホームページ http://www.aimkk.com/	かべつよし モイスかべつよし	耐震ボードとして、「かべつよし」はジエム・テンティ・ファイバーボード、「モイスかべつよし」は繊維混入ケイ酸加珪板を、既存内壁に留め付け補強する工法。既存の床・天井を壊さずに施工可能	 かべつよし

9	H19.7.20	<p>エイム（株） 埼玉県川口市</p> <p>TEL048-224-8160 ホムア-ジ http://www.aimkk.com/</p>	ひかりかべつよし	採光と通風を取ることができる繊維強化プラスチックの面材を、既存内壁に留め付けて耐震補強する工法	 <p>かべつよし</p>
10	H20.5.1	<p>吉野石膏（株） 東京都千代田区</p> <p>TEL026-228-3091 (長野営業所) ホムア-ジ http://www.yoshino-gypsum.com/</p>	タイガーガラスロック耐震壁	耐震面材として、厚さ12.5mmのタイガーガラスロックを使用し、これを既存内壁に取付けて耐震補強する工法	 <p>タイガーガラスロック耐震壁</p>
11	H20.5.1	<p>(株)アサンテ 東京都新宿区</p> <p>TEL03-3226-5511 ホムア-ジ http://www.asante.co.jp/</p>	アサンテ耐震システム	既存住宅の壁を構造用合板と三角金物の15種類の組合せにより補強する工法	 <p>アサンテ耐震システム</p>
12	H20.8.6	<p>(株)ウエハラ 埼玉県熊谷市</p> <p>TEL048-523-3950 ホムア-ジ http://www.ueharasteel.co.jp</p>	ブーメラン工法	既存木造住宅の筋交い接合部、柱接合部、基礎にブーメランフレーム金物をボルト、ビス等で固定補強し耐震性を向上させる工法	 <p>ブーメラン工法</p>
13	H20.8.6	<p>耐震補強研究所(株) 埼玉県和光市</p> <p>TEL048-462-9574 ホムア-ジ http://www.taishin.bz/</p>	耐震セイフティ工法	既存木造住宅の垂れ壁及び腰壁に三角火打金物を取り付けて、無開口・開口部を耐力壁として機能させることにより耐震性を向上させる工法	 <p>耐震セイフティ工法</p>
14	H20.8.6	<p>大建工業株式会社 岡山県岡山市</p> <p>TEL026-222-6311 (長野営業所) ホムア-ジ http://www.daiken.jp/index_no.html</p>	ダイライト耐震壁	既存の床・天井を壊さずに、内壁に耐震パネルを取り付けて補強する工法。大壁仕様、真壁仕様及び入隅仕様がある。天井ふところが大きい場合でも対応可能。	 <p>ダイライト耐震壁</p>
15	H21.2.19	<p>(株)F設計 静岡県静岡市</p> <p>TEL054-270-6364 ホムア-ジ http://fsekei.com</p>	外付耐震補強工法 ガンコモンG1,G2	ガンコモンG1は、既存住宅の外周の軸組接合部に構造用合板を横方向に打付け建物全体の耐震性を向上させる工法、ガンコモンG2は、開口部に鉄骨L型鋼を組合わせたフルムを取り付け補強し耐震性を向上させる工法	 <p>ガンコモンG1 ガンコモンG2</p>
16	H21.2.19 (仕様変更、追加あり→No.23)	<p>(株)住宅構造研究所 東京都足立区</p> <p>TEL03-3860-5551 ホムア-ジ http://www.homelabo.co.jp/</p>	ガーディアン工法 制震・耐震・フルム補強	既存住宅の床や天井を壊さず、粘弾性ダンパーを利用した制震補強壁、専用の耐震補強金物を利用する耐震補強壁、専用の柱頭柱脚金物を利用するフルム補強により耐震性を向上させる工法	 <p>制震 耐震 フルム補強</p>
17	H21.2.19	<p>(株)ジェイビーエス 埼玉県さいたま市</p> <p>TEL048-688-1680 ホムア-ジ http://www.taisinn.net/</p>	コンクリート基礎補強工法 がんこおやじ	既存住宅の基礎の立ち上がり部の側面に、炭素繊維ドライシートをマトリックス樹脂で接着して補強し耐震性を向上させる工法	 <p>がんこおやじ</p>

18	H21.10.13	旭トステム外装(株) 東京都江東区 TEL03-5638-5115 ホームページ http://www.asahitostem.co.jp/	耐震補強壁工法 AT-WALL壁工	既存の外壁を撤去した後に、構造用合板を用いた通気横胴縁を設置し、サイディングを縦張りして横架材間にビス留めによって強固に取り付けることで壁耐力を向上させる工法	 AT-WALL壁工
19	H21.10.13 (追加・変更あり →No.30)	江戸川木材工業(株) 東京都江東区 TEL03-3521-3190 ホームページ http://www.edogawa-mokuzai.co.jp/	Hiダイナミック 制震工法	鋼製フレーム又は構造用合板を利用しオイルダンパを取り付けることで、地震時の振動エネルギーを吸収する工法	 オイルダンパ
20	H22.7.30	東海ゴム工業(株) 愛知県小牧市 TEL0568-77-3571 ホームページ http://www.tokai.co.jp/	TRCダンパー制震工法 (TRC-10S、 TRC-30W)	TRC-10Sは木造軸組工法の建物の柱と梁・土台が交差する仕口部に、TRC-30Wは筋交いの中間部に筒型の粘弾性ダンパーを設置することで、建物の振動エネルギーを吸収する工法	 制震ダンパー
21	H22.7.30 (追加・変更あり →No.31)	矢作建設工業株式会社 愛知県名古屋市中 TEL052-935-2351 ホームページ http://www.yahagi.co.jp/	戸建て木造住宅用 外付け耐震補強工法 「ウッドビタ プレース」	建物の柱、梁、土台部分に外部から特殊なアンカーを取り付け、アンカー同士を接合プレートで連結し、鉄筋プレースで補強する工法。建物と補強部材が一体となって地震荷重に抵抗し、強力な耐震性能を発揮する	 ウッドビタプレース
22	H23.9.12	株式会社北栄建設 岐阜県郡上市 TEL0575-82-5666 ホームページ http://www.kkhokuei.com	耐震スプリング工法 (Lパワー)	既存の在来軸組構法住宅の、柱と横架材の仕口部にL字型の金具を六角スクリューで取り付けて「ユニット」を形成し、耐力壁として地震時の構造耐力を向上させる	 Lパワー
23	H24.1.5 (No.16より仕様 変更・追加)	株式会社住宅構造研究所 東京都足立区 TEL03-3860-5551 ホームページ http://www.homelabo.co.jp/	ガーディアン工法	<ul style="list-style-type: none"> ・筋かい補強壁ガーディアンシールド 柱頭柱脚接合金物を柱と横架材の仕口4ヶ所に取り付けたフレーム仕様、さらに木製筋かいを設置した木製プレース仕様、また、鋼製筋かいを設置した鋼製プレース仕様の3種類を有する補強技術。 ・耐震補強壁ガーディアンウォール 柱間に横桟を配し、910mm×910mmを基本とした構造用合板(t9又はt12)をビスで留め付ける補強技術。 ・耐震補強壁ガーディアンフォース 粘弾性ダンパーを厚さ28mmの構造用合板を介して柱に接合する補強技術。 	 ガーディアンシールド  ガーディアンウォール  ガーディアンフォース
24	H24.1.5	構造品質保証研究所株式会社 東京都千代田区 TEL03-5214-3431 ホームページ http://www.sqa.co.jp/	木造SRF基礎補強工法	ポリエステル繊維を織製した高延性材をポリウレタン系一液性無溶剤接着剤により、基礎表面に設置して補強する工法。	 木造SRF基礎補強工法

18	H21.10.13	旭トステム外装(株) 東京都江東区 TEL03-5638-5115 ホームページ http://www.asahitostem.co.jp/	耐震補強壁工法 AT-WALL壁王	既存の外壁を撤去した後に、構造用合板を用いた通気横胴縁を設置し、サイディングを縦張りして横架材間にビス留めによって強固に取り付けることで壁耐力を向上させる工法	 AT-WALL壁王
19	H21.10.13 (追加・変更あり →No.30)	江戸川木材工業(株) 東京都江東区 TEL03-3521-3190 ホームページ http://www.edogawa-mokuzai.co.jp/	Hiダイナミック 制震工法	鋼製フレーム又は構造用合板を利用しオイルダンパを取り付けることで、地震時の振動エネルギーを吸収する工法	 オイルダンパ
20	H22.7.30	東海ゴム工業(株) 愛知県小牧市 TEL0568-77-3571 ホームページ http://www.tokai.co.jp/	TRCダンパー制震工法 (TRC-10S、 TRC-30W)	TRC-10Sは木造軸組工法の建物の柱と梁・土台が交差する仕口部に、TRC-30Wは筋交いの中間部に高型の粘弾性ダンパーを設置することで、建物の振動エネルギーを吸収する工法	 制震ダンパー
21	H22.7.30 (追加・変更あり →No.31)	矢作建設工業株式会社 愛知県名古屋市中 TEL052-935-2351 ホームページ http://www.yahagi.co.jp/	戸建て木造住宅用 外付け耐震補強工法 「ウッドピタ プレース」	建物の柱、梁、土台部分に外部から特殊なアンカーを取り付け、アンカー同士を接合プレートで連結し、鉄筋プレースで補強する工法。建物と補強部材が一体となって地震荷重に抵抗し、強力な耐震性能を発揮する	 ウッドピタプレース
22	H23.9.12	株式会社北栄建設 岐阜県郡上市 TEL0575-82-5666 ホームページ http://www.kkhokuei.com	耐震スプリング工法 (Lパワー)	既存の在来軸組構法住宅の、柱と横架材の仕口部にL字型の金具を六角スクリューで取り付けて「ユニット」を形成し、耐力壁として地震時の構造耐力を向上させる	 Lパワー
23	H24.1.5 (No.16より仕様変更・追加)	株式会社住宅構造研究所 東京都足立区 TEL03-3860-5551 ホームページ http://www.homelabo.co.jp/	ガーディアン工法	<ul style="list-style-type: none"> 筋かい補強壁ガーディアンシールド 柱頭柱脚接合金物を柱と横架材の仕口4ヶ所に取り付けたフレーム仕様、さらに木製筋かいを設置した木製プレース仕様、また、鋼製筋かいを設置した鋼製プレース仕様の3種類を有する補強技術。 耐震補強壁ガーディアンウォール 柱間に横桟を配し、910mm×910mmを基本とした構造用合板(t9又はt12)をビスで留め付ける補強技術。 耐震補強壁ガーディアンフォース 粘弾性ダンパーを厚さ28mmの構造用合板を介して柱に接合する補強技術。 	 ガーディアンシールド ガーディアンウォール ガーディアンフォース
24	H24.1.5	構造品質保証研究所株式会社 東京都千代田区 TEL03-5214-3431 ホームページ http://www.sqa.co.jp/	木造SRF基礎補強工法	ポリエステル繊維を織製した高延性材をポリウレタン系液性無溶剤接着剤により、基礎表面に設置して補強する工法。	 木造SRF基礎補強工法

25	H24.1.5	構造品質保証研究所株式会社 東京都千代田区 TEL03-5214-3431 株式会社 http://www.sqa.co.jp/	木造SRF接合部補強工法	ポリエステル繊維を織製した高延性材をポリウレタン系一液性無溶剤接着剤により、接合部に貼り付けて補強する工法。	 木造SRF接合部補強工法
26	H24.1.5	構造品質保証研究所株式会社 東京都千代田区 TEL03-5214-3431 株式会社 http://www.sqa.co.jp/	木造SRF壁補強工法	ポリエステル繊維を織製した高延性材をポリウレタン系一液性無溶剤接着剤により、構造用合板の釘打ち部（隙）に設置して釘を増打ちする工法。	 木造SRF壁補強工法
27	H24.1.5 (追加・変更あり→No.32)	矢作建設工業株式会社 愛知県名古屋市 TEL052-935-2351 株式会社 http://www.yahagi.co.jp/	ウッドピタフレーム	建物外部からフレーム材を取り付けることで既存木造住宅の耐震性能を向上させる外付け耐震補強工法。	 ウッドピタフレーム
28	H24.3.27	株式会社国元商会 大阪府大阪市 TEL06-6962-8800 株式会社 http://www.kunimoto-s.co.jp/	コボット・ステンプレースシステム	柱と土台、梁の接合部をコボット本体が固定し、コボット本体にワンタッチピンで留め付けたステンプレースが耐力壁、あるいは床構面として働く。	
29	H25.2.22	一般社団法人カーテンウォール・防火開口部協会 東京都港区 TEL03-3500-3891 株式会社 http://www.cw-fw.or.jp/	アルミニウム合金製耐震補強枠	アルミニウム合金型材を用いて剛性の高い矩形を形成し、開口部の外側に設置し、上部を横架材に木ねじで固定し、下部を基礎と一体化するように地面に埋め込み、コンクリートを充填します。こうして耐震補強枠の剛性により地震時の変形を抑えます。	 アルミニウム合金製耐震補強枠
30	H25.2.22 (No.19より追加・変更)	江戸川木材工業(株) 東京都江東区 TEL03-3521-3190 株式会社 http://www.edogawa-mokuzai.co.jp/	Hiダイナミック制震工法	作成中	
31	H25.9.27 (No.21より追加・変更)	矢作建設工業株式会社 愛知県名古屋市 TEL052-935-2351 株式会社 http://www.yahagi.co.jp/	戸建て木造住宅用外付け耐震補強工法「ウッドピタプレース」	ターンバックル付きプレースとウッドピタアンカーおよび接合プレートで構成されたシステムであり、低コストで居つき施工を可能にするために、建物の外部からプレース材を取付けることで既存木造住宅の耐震性能を向上させる外付け補強工法。（適用範囲の拡大、性能値の見直しによる追加変更）	 ウッドピタプレース
32	H25.9.27 (No.27より追加・変更)	矢作建設工業株式会社 愛知県名古屋市 TEL052-935-2351 株式会社 http://www.yahagi.co.jp/	戸建て木造住宅用外付け耐震補強工法「ウッドピタフレーム」	建物の外部から鉄骨ラーメンフレーム材を取付けることで既存木造住宅の耐震性能を向上させる外付け補強工法。補強部材である鉄骨ラーメンフレーム材は、上部側はウッドピタアンカーFを介して既存建物と接合し、下部側は打増し基礎にアンカーボルトを介して接合させる。（適用範囲の拡大、性能値の見直しによる追加変更）	 ウッドピタフレーム
33	H25.9.27	株式会社力ネシン 東京都葛飾区 TEL03-3696-6781 株式会社 http://www.kaneshin.co.jp	耐震LaZo工法	既存外壁の上から耐力面材（構造用合板9mm/12mmまたはMDF9mm）を専用ビスで固定し、耐震性を向上させる工法。コーティング用樹脂で防水性を確保し、外壁をモルタルもしくはサイディングで仕上げる。	 耐震LaZo工法

34	H26.2.4	ニチハ株式会社 東京都中央区 TEL03-5205-3916 〒104-8547 http://www.nichiha.co.jp	ニチハ耐力面材 『あんしん』 耐震リフォーム工法	木造軸組住宅の外装リフォームに際して、住宅の耐震性能を向上させるための外壁下地材の耐力面材を使用する工法。(一財)日本建築防災上階の住宅等防災技術評価(DPA-住技-46)を取得済み	
35	H27.3.31	旭トステム外装株式会社 東京都江東区 TEL03-5638-5111 〒135-8547 http://www.asahitostem.co.jp	AT透光型耐力壁 「パンチくん」 耐震補強工法	耐震面材として厚さ1.6mmの薄いパンチングメタルを両側の柱に直接あるいは枠材を介して専用ビスで留め付ける工法。	

* 評価番号5の「耐震ポール工法」は、申請者が長野県内での施工体制を確保しないこととなったため、平成25年3月15付で評価の辞退届を受理しました。